

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

|                            |                      |   |
|----------------------------|----------------------|---|
| 処 分 の 名 称                  |                      | 庁舎使用許可  |
| 根拠条例・規則等名                  |                      | 地方自治法、地方公営企業法、さいたま市水道局庁舎管理規程  |
| 条 項                        |                      | 自治法第 238 条の 4 第 7 項、法第 33 条第 3 項、規程第 7 条  |
| 所 管 部 課                    |                      | 水道局 業務部 管財課（電話：048-714-3079）  |
| 審<br>査<br>基<br>準           | 基 準<br>(未設定の場合はその理由) | 以下の要件を全て満たすこと。<br><br>(1) さいたま市の事業目的に資すると認められるものであること。<br>(2) 申請した目的以外の目的に使用しないこと。<br>(3) 使用にあたっては、さいたま市水道局庁舎管理規程を遵守すること。 |
|                            | 設定等年月日               | 平成 1 3 年 5 月 1 日設定 平成 2 7 年 4 月 1 日最終改正   |
| 標<br>準<br>処<br>理<br>期<br>間 | 期 間<br>(未設定の場合はその理由) | 20 日（休日を除く。）  |
|                            | 設定等年月日               | 平成 1 3 年 5 月 1 日設定 平成 2 7 年 4 月 1 日最終改正   |
| 備 考                        |                      |   |